

千葉県報

定例
令和7年2月12日

主要目次

告示	一
救急病院の認定	一
救急病院の申出の撤回	一
公告	一
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（六件）	一
土地改良区役員の退任及び就任	四
その他	四
一都二県連合海区漁業調整委員会指示第十七号	四

告示

示

千葉県告示第五十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和七年二月十二日

名	称	所在地	認定の有効期限
医療法人徳洲会	野田総合病院	野田市横内二九番一	令和十年一月三十一日

千葉県知事

熊谷 俊人

千葉県告示第五十七号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。

令和七年二月十二日

千葉県知事

熊谷 俊人

名	称	所在地
医療法人社団圭春会	小張総合病院	野田市横内二九番一

公告

告示

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年二月十二日

千葉県知事

熊谷

俊人

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クリエイトS・D北柏店
柏市根戸字高野台四六七番一〇三
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
- 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三ほか
変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦ほか
- 変更年
令和五年九月一日
- 届出年月日
令和五年十二月二十一日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

第 1 4 0 1 4 号			千	葉	県	報	令和 7 年 2 月 12 日（水曜日）	
令和七年二月十二日			千葉県知事		熊 谷	俊 人	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	
一 届出の概要							その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地							なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県	
クリエイトS・D 流山セントラルパーク 駅西口店							商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業一四一街区四画地							令和七年二月十二日	
ほか							千葉県知事	
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等							熊 谷	
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦							俊 人	
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二							一 届出の概要	
3 変更前の大規模小売店舗の名称							1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
（仮称）クリエイトS・D 流山セントラルパーク 駅西口店							クリエイトS・D 君津奎師店	
4 変更後の大規模小売店舗の名称							君津市奎師一丁目一四番一八ほか	
クリエイトS・D 流山セントラルパーク 駅西口店							2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等							株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三							神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二	
6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等							3 変更前の大規模小売店舗の名称	
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦							（仮称）クリエイトエス・ディー 君津奎師店	
7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等							4 変更後の大規模小売店舗の名称	
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三							クリエイトS・D 君津奎師店	
8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等							5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三							株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三	
9 変更年月日							6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
（一）大規模小売店舗の名称							株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	
令和五年五月十日							7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
（二）大規模小売店舗を設置する者の氏名等							株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三	
令和五年九月一日							8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
（三）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等							株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	
令和五年九月一日							9 変更年月日	
届出年月日							（一）大規模小売店舗の名称	
令和五年十二月二十一日							令和二年十二月一日	
縦覧場所							（二）大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課							令和五年九月一日	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出							（三）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模							令和五年九月一日	
届出年月日							令和五年十二月二十一日	
縦覧場所							届出年月日	
令和五年十二月二十一日							令和五年十二月二十一日	
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模							令和五年十二月二十一日	
届出年月日							令和五年十二月二十一日	
縦覧場所							令和五年十二月二十一日	

千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課			大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。			大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。		
その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。			その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。		
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。			なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。		
令和七年二月十二日			令和七年二月十二日		
千葉県知事			千葉県知事		
熊谷 俊人			熊谷 俊人		
一 届出の概要			一 届出の概要		
1 大規模小売店舗の名称及び所在地			1 大規模小売店舗の名称及び所在地		
クリエイトS・D富津大貫店			クリエイトS・D富里御料店		
富津市千種新田字住ノ江三七九番二五ほか			富里市御料字葉山一、〇〇九番一四ほか		
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等			2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦			株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦		
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二			神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二		
3 変更前の大規模小売店舗の名称			3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
（仮称）クリエイトS・D富津大貫店			株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三		
4 変更後の大規模小売店舗の名称			4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
クリエイトS・D富津大貫店			株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦		
5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等			5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等		
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三			株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三		
6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等			6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等		
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦			株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦		
7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等			7 変更年 月 日		
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三			令和五年九月一日		
8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等			二 届出年 月 日		
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦			令和五年十二月二十一日		
9 変更年 月 日			三 縦覧場所		
令和五年九月一日			千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課		
二 届出年 月 日			大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		
令和五年十二月二十一日			大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。		
三 縦覧場所			小売店舗の変更について次のとおり届出があった。		
千葉県商工労働部経営支援課及び富津市建設経済部商工観光課			その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。		

第 1 4 0 1 4 号										千 葉 県 報										令和 7 年 2 月 12 日（水曜日）									
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。																													
令和七年二月十二日																													
一 届出の概要										千葉県知事										熊 谷 俊 人									
1 大規模小売店舗の名称及び所在地																													
クリエイトS・D千葉一宮店																													
長生郡一宮町東浪見字塩田五、一八四番ほか																													
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等																													
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役										瀧屋幸彦																			
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二																													
3 変更前の大規模小売店舗の名称																													
（仮称）クリエイトS・D千葉一宮店																													
4 変更後の大規模小売店舗の名称																													
クリエイトS・D千葉一宮店																													
5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等																													
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役										廣瀬泰三																			
6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等																													
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役										瀧屋幸彦																			
7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等																													
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役										廣瀬泰三																			
8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等																													
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役										瀧屋幸彦																			
9 変更年月日																													
令和五年九月一日																													
二 届出年月日																													
令和五年十二月二十一日																													
三 縦覧場所																													
千葉県商工労働部経営支援課及び長生郡一宮町産業観光課																													
土地改良区役員の退任及び就任																													
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、市原市米沢安久谷土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。																													
令和七年二月十二日																													
千葉県知事										熊 谷 俊 人																			
一 退任理事																													
市原市米沢二七五番地																													
〃 〃 四四七番地																													
〃 〃 安久谷二八四番地																													
〃 〃 米沢二八七番地																													
〃 〃 三十一番地																													
二 退任監事																													
市原市安久谷二九〇番地																													
〃 〃 江子田四〇二番地三																													
三 就任理事																													
市原市米沢四四七番地																													
〃 〃 安久谷二八四番地																													
〃 〃 米沢二八七番地																													
〃 〃 三十一番地																													
〃 〃 安久谷二九〇番地																													
四 就任監事																													
市原市江子田四〇二番地三																													
〃 〃 米沢七一二番地一五																													
そ の 他																													
一都二県連合海区漁業調整委員会指示第十七号																													
東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。																													
令和七年二月十二日																													
一都二県連合海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人																													
（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）																													
一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。																													
ア 北緯三五度二七分四三・二秒、東経一三九度五二分五五・九秒の点																													
イ 北緯三五度二七分三〇・七秒、東経一三九度五二分四三・二秒の点																													
ウ 北緯三五度二七分五四・五秒、東経一三九度五二分〇八・〇秒の点																													
エ 北緯三五度二八分〇七・二秒、東経一三九度五二分二〇・九秒の点																													

（指示の有効期間）
二 この指示の有効期間は、令和七年三月一日から令和九年二月二十八日までとする。

購読料
本号
一部
一八円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八